

むつ市農業委員会総会会議録

第 7 3 2 回総会
平成 2 8 年 4 月 6 日

むつ市農業委員会

むつ市農業委員会第732回総会議事録

1. 開催日時 平成28年4月6日（水）午後4時30分から午後5時15分
2. 開催場所 プラザホテルむつ
3. 出席委員（29名）

議 席	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	北 川 岩 男
2	〃	青 木 明
3	〃	杉 山 重 一
4	〃	菊 池 秀 藏
5	〃	坂 本 正 一
6	〃	畑 中 光 政
7	〃	蛭 名 修 一
8	〃	柏 谷 均
9	会 長	立 花 順 一
10	農 業 委 員	鴨 田 輝 雄
11	〃	菅 原 靖 博
12	〃	工 藤 輝 雄
13	〃	村 口 鉄 雄
14	〃	野 里 岩 雄
15	〃	嶋 影 秀 子
16	〃	向 川 則 勝
17	〃	林 忠 久
18	〃	小 林 義 顯
20	〃	福 永 忠 雄
21	〃	藤 澤 伊 三 郎
22	〃	村 口 利 光
23	〃	杉 山 武 美
24	〃	本 山 日 満 夫
25	〃	柴 田 峯 生
26	〃	中 嶋 寿 樹
27	会 長 職 務 代 理 者	畑 中 重 宏
28	農 業 委 員	板 井 弘 巳
29	〃	立 花 幸 雄
30	〃	水 戸 隆 璽

4. 欠席委員（1名）

議席	役職名	氏名
19	農業委員	柳澤都市秋

5. 議事の概要

日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見について
報告事項 むつ市農業委員会事務の会長専決規定により専決した職員の任免について
農地の転用事実に関する照会について
その他

6. 会議に従事した職氏名

局長 工藤 初男
次長 寺島 誠
主任主査 対馬 亮子
主事 種市 大輝

7. 会議録署名委員

20番 福永 忠雄 21番 藤澤 伊三郎

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主任主査 対馬 亮子

9. 会 議 の 概 要

議 長	本日の会議は、むつ市農業委員会会議規則第7条において、会議時間は、午前10時から午後4時までとするとの規定がありますが、議長において開催時間を午後4時30分と宣告いたします。 ただいまから、むつ市農業委員会第732回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、30名中29名で定足数に達しております。 本日、19番柳澤委員より、欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、20番福永委員、21番藤澤委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の対馬主任主査を指名いたします。 日程第2、会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議 長	それでは、議案審議に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について3件を、議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請、3件についてご説明いたします。 受付第1号、及び第2号を続けて説明いたします。 受付第1号は、申請地は大字中野沢字畑沢野40番1の内、面積32,544㎡の内5,000㎡であります。 受付第2号は、申請地は同じく大字中野沢字畑沢野40番1の内、面積32,544㎡の内15,000㎡であります。 申請地は、貸付人世帯が耕作してきたものであります。借受後はじゃがいもの栽培地として利用するものであります。 調査については、3月12日立花会長、菊池委員、中嶋委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。 受付第3号、申請地は川内町袈川184他3筆、地目は畑、面積合計9,387㎡であります。 申請地は、貸付人世帯及び借受人が耕作してきたものであります。 なお、借受人については、合意解約は、確認済みです。 譲受後も継続して果樹、牧草の栽培地として利用するものであります。 調査については、3月28日鴨田委員、水戸委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。 以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
中嶋委員	受付第 1 号及び第 2 号について、借受人は横浜町のかたですが、通作も、農業経営も、特に問題になるようなことはないと思います。
水戸委員	受付第 3 号についてですが、譲渡人は高齢で、さらに肺を患っており、入退院を繰り返しているような状況で、農業経営が出来るような状態ではないので、今後の経営からも借受人が妥当と思われます。
議 長	議案第 1 号について、質疑を許します。質疑ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議 長	他に質疑がありませんので、議案第 1 号は原案のとおり承認いたしました。 議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく県知事の許可に係る意見について 1 件を、議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく県知事の許可に係る意見についてご説明いたします。 申請地は関根字北関根 1 2 4 番 1 の内、面積 3, 1 6 1 m ² の内 9 0. 8 4 m ² 、関根字北関根 1 2 6 番の内 2, 1 0 8 m ² の内 2 4 5. 2 5 m ² であります。 申請事由は、NTT ドコモ携帯電話の通信量の増大に伴う、既存基地局収容増設のための、進入路及び資材置き場とのことであります。 期間は許可の日から 3 ヶ月間で一時転用であります。 調査については、3 月 2 9 日蛭名委員、杉山武美委員、事務局により許可申請による調査をした結果、不許可要件には該当せず、許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
杉山武美 委員	先日現場を調査しましたが、一時的転用であり、事業終了後には元に戻すとのことで、特に問題ないと思います。
議 長	議案第 2 号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議 長	質疑がありませんので、議案第 2 号は原案のとおり許可相当として県知

事務局

事に意見を送付いたします。

続きまして、むつ市農業委員会事務の会長専決規程により専決した職員の任免について、および、農地転用事実に関する照会について6件、報告事項があります。

事務局より、説明願います。

報告第1号、むつ市農業委員会事務の会長専決規程により専決した職員の任免についてをご説明いたします。

なお、配付資料の一部に誤りがありましたので、本日付で誤謬訂正の資料を配付しましたので連絡します。

平成28年4月1日の職員人事異動に伴い、むつ市農業委員会事務局職員を議案書のとおり、出向者2名、異動者2名を任免したので、報告いたします。

報告第2号から第7号までは、農地の転用事実に関する照会であります。

報告第2号、申請地大字奥内字二又道100番1、地目は田、面積873㎡、調査につきましては、3月11日、立花会長、菊池委員、坂本委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として著しく復元困難であるため非農地と回答いたしました。

報告第3号、申請地小川町二丁目347番2他1筆、地目は畑、面積合計36㎡、調査につきましては、3月11日、杉山重一委員、菅原委員、工藤委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より住宅が建築されているため、非農地と回答いたしました。

報告第4号、申請地柳町三丁目141番、地目は田、面積1,887㎡、調査につきましては、3月23日、北川委員、杉山重一委員、菅原委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として復元困難で、復元しても継続して利用することができないと見込まれるため非農地と回答いたしました。

報告第5号、申請地大字奥内字金谷沢368番、地目は田、面積73㎡、調査につきましては、3月23日、北川委員、杉山重一委員、菅原委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として著しく復元困難であるため非農地と回答いたしました。

報告第6号、申請地大畑町水木沢8番4他2筆、地目は畑、面積合計382㎡、調査につきましては、3月28日畑中光政委員、本山委員、畑中重宏委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として著しく復元困難であるため非農地と回答いたしました。

報告第7号、申請地大畑町正津川平138番1、地目は畑、面積合計318㎡、調査につきましては、3月28日畑中光政委員、本山委員、畑中重宏委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として復元困難で、復元しても継続して利用することができないと見

込まれるため非農地と回答いたしました。

議 長

以上で説明を終わります。

以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、むつ市農業委員会第732回総会を閉会します。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員

福 永 忠 雄

会議録署名委員

藤 澤 伊三郎